

Ⅲ 出資に関する記載

<国際金融等業務>

○出資業務の概要

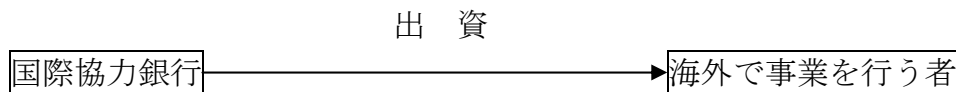
海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。

○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第 23 条第 1 項

国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの（以下「国際金融等業務」という。）を行う。

七 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者（我が国の法人等を除く。）に対してその保証債務を保証すること。



○出資先（出資比率が 100 分の 20 以上のもの）の名称及び事業内容等

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
FEGACE ASIA SUB-FUND, L.P.	アジア地域における、省エネルギー・再生可能エネルギー事業への投資	ESCO 事業への投資	本行法第 1 条及び第 23 条第 1 項第 7 号	68,275,057	2004年8月18日	20.8

<海外経済協力業務>

○出資業務の概要

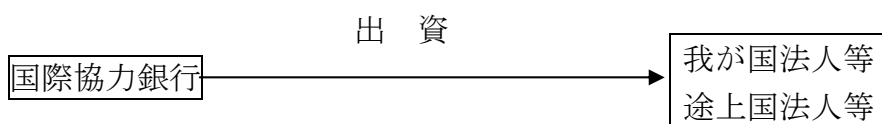
我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を出資すること等。

○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第 23 条第 2 項

2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。）を行う。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。



○出資先（出資比率が 100 分の 20 以上のもの）の名称及び事業内容等

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
日本ウジミナス(株)	メクス・ジェライス州における製鉄事業(年産 480 万トン)	製鉄事業の事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	11,550,400,000	1967 年 4 月 3 日	38.4
日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産 22 万 5 千トン)	アルミニウム製錬事業の事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	49,992,500,000	1975 年 12 月 27 日	50.0
日本シンガポール石油化学(株)	ジャロン島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産 100 万トン等)	石油化学製品事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	4,775,400,000	1977 年 8 月 22 日	20.0
日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミ生産(年産 160 万トン)及びアルミ製錬(年産 40 万トン)	アルミ及びアルミ製錬事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	25,760,000,000	1978 年 8 月 29 日	44.9

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
日本・サウジアラビア アメタノール(株)	アルジュバール工業地帯にお けるメタノールの製造(年産 300万ト)	メタノール製造事業 資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	693,000,000	1979年12月17日	30.0
サウディ石油化学 (株)	アルジュバール工業地帯にお けるエチレングリコール等石油 化学製品の製造(ポリエ チレン年産75万ト、エ チレングリコール年産 135万ト)	エチレングリコール等 石油化学製品 の製造事業資 金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	25,335,000,000	1981年6月17日	44.6
(株)日本国際協力機 構 (注)	民間レベルでの経済協力 を推進するため、開発途 上国の産業振興に貢献 するプロジェクトに対する 先導的投融資及びプロジ ェクトの発掘・形成を行う	途上国の産業 振興に貢献す る事業への投 融資資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	6,300,000,000	1989年3月22日	38.5
カフコジャパン投資 (株)	チッタゴン市における尿素 (年産57万ト)及びアセ チン(年産50万ト)の製 造	尿素及びアン モニア製造事 業資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	2,330,300,000	1990年7月27日	46.4
大連工業団地投資 (株)	大連市経済技術開発区 において、工業団地 (217ha)の造成・分譲・ 管理を行う	工業団地造成 資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	650,000,000	1992年10月30日	40.6
メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間によ る小規模の環境関連事 業の育成を支援するた め、投資組合方式で同事 業創業のための資金を 出資によって支援する もの	環境関連事業 への投融資事 業資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	805,033,757	1993年9月17日	28.6
ハブ・パワー・ジャパ ン(株)	茨城近郊に1,292MWの石 油火力発電所を民活パ ーで建設・運営する事業	石油火力発電 所の建設・運営 事業資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	450,000,000	1994年10月14日	50.0

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額 (円)	当初 出資年月日	出資比率 (%)
スマトラパルプ (株)	南スマトラ・ビリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間45万トンのパルプを生産する	パルプ生産事業資金	本行法第1条及び第23条第2項第2号	5,701,600,000	1995年4月21日	42.7
上海環球金融中心投資 (株)	上海市浦東新区において金融センタービルの建設・運営を行うもの	金融センタービルの建設・運営事業資金	本行法第1条及び第23条第2項第2号	5,000,000,000	1995年7月21日	21.7
地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADB等と合同で信託基金を設立し、投資を行なうもの	地方企業育成基金の設立資金	本行法第1条及び第23条第2項第2号	773,125,000	1996年4月12日	22.7
タイカパリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	中小・中堅企業の再建・育成資金	本行法第1条及び第23条第2項第2号	390,718,044	2001年7月13日	25.0
国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	開発途上国から日本への私費留学生に対する貸与資金原資	本行法第1条及び第23条第2項第2号	56,790,000	2003年8月19日	100.0

(注) (株) 日本国際協力機構は、2002年3月20日の臨時株主総会にて解散が決議され、現在清算手続中。